

社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための 親権の在り方に関する専門委員会報告書の要点

1 施設入所等の措置がとられている場合の施設長等の権限と親権の関係について

- ① 施設長等が、入所中の児童等の福祉のために監護、教育及び懲戒に関する措置について、親権者等が不当な主張をしてはならないこととする。
- ② 親権喪失の審判に加え、親権停止の審判及び管理権喪失の審判についても、児童相談所長が家庭裁判所への請求をすることができるようとする。

2 一時保護中の児童相談所長の権限と親権の関係について

- ① 一時保護中も、児童相談所長の監護、教育及び懲戒に関して、児童の福祉のために必要な措置をとる権限を明確にするとともに、上記1①と同様とする。

3 里親等委託中及び一時保護中の親権者等がいない児童等の取扱いについて

- ① 里親等委託中及び一時保護中についても、親権者等のいない児童について、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が親権を行う仕組みを設けることとする。

4 一時保護の見直しについて

- ① 2ヶ月を超える親権者等の同意のない一時保護については、その延長の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聞くこととする。

5 保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方について

- ① 児童福祉法第28条の審判において家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う際に、必要に応じて児童相談所から家庭裁判所に対して、勧告の内容を保護者に伝達するよう上申するなどの運用面での対応を図ることについて検討する。

6 施設入所等の措置及び一時保護が行われていない親権者等がいない児童等の取扱いについて

- ① 現行の児童相談所長の未成年後見人の選任の請求やその際ににおける未成年後見人等があるに至るまでの間、児童相談所長が親権代行を行う仕組みの徹底を図る。
- ② 民法改正により複数の未成年後見人の選任が許容される場合には、未成年後見人の追加選任についても児童相談所長が請求できるようにする。

7 接近禁止命令の在り方について

- ① 一時保護や施設入所の措置がとられていない場合において、親の不当な介入により未成年者の福祉が害される場合には、適切に親権制限の請求や一時保護等を行うことの徹底を図る。
- ② 事実上自立した未成年者への親等の不当な介入に対しては、子の人格権に基づく妨害排除請求権又は妨害予防請求権としての面談強要等禁止を求める訴え及びその仮処分等が可能であり、その適切な利用が可能となるよう周知徹底を図る。